

平成 17 年度 第 9 回 規制改革・民間開放推進会議 議事録

( 本議事録は、議事概要を兼ねるものである。 )

1 . 日時 : 平成 17 年 11 月 29 日 ( 火 ) 8 : 44 ~ 9 : 56

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

( 委員 ) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦各委員、安念潤司、福井秀夫各専門委員

( 政府 ) 中馬大臣、山口副大臣

( 事務局 ) 永谷内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、河市場化テスト推進室長、井上参事官、櫻井参事官、栗原参事官、梶島参事官、岩佐企画官、原企画官、菱沼企画官

4 . 議事次第

( 1 ) 答申素案審議

( 2 ) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは、ただいまから第 9 回「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、極めて御多忙の中、先日の内閣改造によりまして、新たに規制改革担当大臣に御就任されました中馬大臣、同じく規制改革担当の副大臣に御就任されました山口副大臣のお二方に御多忙のところおいでいただきました。ありがとうございます。

本日は、9 名の委員、2 名の専門委員に御出席していただくという予定でございます。それでは早速でございますが、議事に先立ちまして、中馬大臣、山口副大臣からごあいさつをちょうだいしたいと存じます。

大臣、よろしくお願いいいたします。

中馬大臣 おはようございます。ただいま御紹介いただきました、中馬弘毅でございます。

このたびの内閣改造で規制改革、行政改革、そのほか地域再生、産業再生を担当いたしておりますが、構造特区の特命大臣を拝命いたしました中馬でございます。

宮内議長ほか何名かの委員とは、これまでにお会いする機会がありましたが、本会議には本日初めて出席させていただきます。こうして精力的にここまで審議や調整を行っていただきましたことに、心から感謝申し上げる次第でございます。

私も就任に当たりまして、年末までに行政改革の重要方針をまとめるというのが小泉総理からの指示でございまして、短期でまとめなければなりません。大変な作業でございますが、皆様方のお力を借りまして、ひとつ何とか国民の期待に沿った形のまとめをしてみ

たいと思っております。

本会議においては国民生活に直接影響するような課題に取り組んでいただいております。しかし、それは今までの枠組みがあるわけですから、これを壊していくことになり、これは大変なことだと思えます。

特に、今回の医療分野とか、教育分野、こういったものはなかなか難しかったと思えます。これらについて、ようやくまとまりの方向が付いてきた事項もあると聞いておりますが、一層の皆様方の御努力をお願いいたします。私どもは調整官庁という役目を負っておりますが、足して2で割ることではなく、積極的に改革を推進することが必要と認識しております。

ですから、皆様方の答申を最大限尊重いたしまして、これを推進すべく努力してまいりますので、それぞれ文字どおりの鞭撻のほどをよろしく願いする次第でございます。

よろしく申し上げます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、山口副大臣、よろしく願いいたします。

山口副大臣 おはようございます。このたび内閣府副大臣を拝命いたしました山口でございます。

今、中馬大臣がおっしゃったとおり、小泉総理は、特にこの部門に一番力を入れているわけですから、私も副大臣としてしっかり中馬大臣を支えながら、皆さんとともに頑張りたいと思っておりますので、皆様の御指導、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

宮内議長 ありがとうございます。

ちょうどこれから答申をとりまとめるという、当会議といたしまして、一年のなかでいわゆる正念場というところでございます。新たに強力な大臣、副大臣をお迎えしましたことを、会議一同心強く思っております。

中馬大臣、山口副大臣におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻、御協力のほど、何分よろしく願い申し上げたいと思えます。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは、審議に入らせていただきます。

本日は、お手元の規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申案、これを御審議いただきます。あらかじめお断わりいたしますが、本日の案文は、まだこれから折衝ということがございますので、しばらくの間、非公表とさせていただきますので、お取り扱いには御留意いただくようお願い申し上げます。また、本日の審議の様様につきましても、やはり議論の性質上、当分の間、非公表にした方が今後とりまとめるためによりよいと思えますので、不本意でございますが、そのように取り扱わせていただくということを御了承いただきたいと思います。

前回の会議からこれまでの間、新たに設置されました「主要課題改革推進委員会」にお

きまして、保育、教育、医療、「市場化テスト」及び農業につきまして公開討論を行ってまいりました。これまでの結果を見ますと、各分野での論点が浮き彫りになったほか、その場で一定の結論が得られたものもございました。お手元の案文は、それらの取組みも踏まえまして、各主査を中心に現時点におけます状況を取りまとめたいただいております。

本日は、まずこの案文につきまして、各分野の御担当の主査から御説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

御説明は、年末の答申に向けて、具体的に進捗が見られる点、及び議論が進展しないものについてはその具体的な論点、これにつきまして各ワーキンググループの重点検討事項を中心に、申し訳ございませんが、それぞれ3分程度で簡潔にお願いいたします。

いつものように案文の順番にお願いいたしまして、主査が御欠席の部分につきましては専門委員、あるいは事務局からお願い申し上げたいと思います。

「市場化テスト」、官業の民間開放の推進、規制の見直し基準の策定、少子化対策、生活・ビジネスインフラの競争促進、外国人移入・在留、医療分野、教育分野、農業・土地住宅分野、こういう順番でお願いしたいと思います。

それでは、「市場化テスト」の本格的導入による官業の徹底的な民間開放という1番の課題を八代総括主査からお願い申し上げます。

八代総括主査 「市場化テスト」につきましては、従来から公共サービス効率化法という法律を次期通常国会に提出するべく、今、案文の策定に努めております。

初めの辺りは、前とそれほど変わっておりませんので「市場 - 6」というページが打ってあるところを見ていただきたいと思います。

具体的施策でございますけれども、基本的に公共サービス効率化法にどのような具体的な業務を対象とするかを盛り込むかというところで、今、各省と折衝中でございます。

まず、社会保険庁関連業務というのは、前回もある程度お話しいたしましたように、何といたっても保険料の強制徴収というところと、民間の事業者の行う徴収等をどこまで連動させることができるかということが争点になっておりまして、これについて、今、検討中でございます。

ハローワーク関連業務では、やはりハローワークに関して、ILO条約という国際条約がございまして、これとの関係をどのような形で考えるかということについて、当会議と所管省庁との間の意見の違いを、問題意識及び具体的施策の中でどういうふうに書いていくかという形と、どこまで合意できるかということ、今、詰めている最中でございます。

「ウ 地方公共団体が実施する業務」についての国の規制をどうするかということでございますが、これも22日の公開討論で、宮内議長に御出席いただきまして、一定の進捗が見られたわけでありまして。ただ、具体的な合意内容を、今、文章化するという作業をしているわけでございます。

「エ 統計調査関連業務」につきましては、国の指定統計を民間事業者に開放するに当

たって、制度というものがどうなるかについて、試験調査をするということが既に合意されていますが、その試験調査の内容及び試験調査の結果が意味するものについて、今、まだ十分な合意が得られておりませんので、引き続き検討中でございます。

あと、独立行政法人関係では、それぞれ多くの法人がございますので、これについては官業ワーキンググループと共同で詰めているわけで、前回は雇用・能力開発機構につきまして公開討論をしたところでございます。これは、まだ今後詰める状況でございます。

大体簡単でございますが、以上のとおりであります。

宮内議長 ありがとうございます。全部の御説明が終わりましてから議論を進めたいと思います。

それでは次に「2 官業の民間開放の推進」と「3 規制の見直し基準の策定等」、いずれも鈴木議長代理、原委員のお二人からお願い申し上げます。

鈴木議長代理 それでは、官業の民間開放の推進について御説明申し上げます。

これは、昨年度の36の個別官業の民間開放の結果を得たものの続編でして、かつ「市場化テスト」に結び付けていくための個別論、あちら側が地引き網と言っておりましたが、私どもは一本釣りと言えるかと思えます。

ものの考え方としては、要するに官業は民間に対して開放する、その開放とは、要するに移譲、つまり民営化だとか、あるいはそれ自体が民間法人になるといこと。それは最も望ましいが、無理な場合であるならば、その業務を包括的に委託をしていくべきであるということで、それを民間開放という言葉で呼んでいるわけです。

ページをめくって「官業-2」のところに、対象となる事務・事業としては、国が直接実施する事務・事業、独立行政法人、特別の法律により設立された民間法人、公益法人、地方公共団体の事務・事業等で、ここがございますように、約四十近くあると思えますけれども、それについて、ただいま審議をしている最中です。

この中には、成案を得たものも勿論ございますし、なおこれから折衝を続けなければならないもの、この両方を含んでおるわけでして、私どもとしては、去年36の成果を得ましたが、なるべく多くのものについて成案を得たいと努力中です。

これが官業の民間開放でございます。

次に「3 規制の見直し基準の策定等」ですが、自分で言うは何ですけれども、これは専門委員の先生や事務局等で頑張っていたわけですが、非常にわかりやすいというのか、わかりにくい問題をわかりやすくよく書いてあるものでして、今年度の自慢玉だと思っているわけですが、考え方を簡単に言ってしまうと、法律、政省令等々の拘束性のあるもののほかに、行政が出すいろいろな基準とか、あるいは通知だとか通達というものを一回きちっと整理をして、拘束力のあるものと、ないものの2つに分けるということのポイントにしているわけでありませう。

拘束力のあるものについて、例えばすべての基準とか、あるいはガイドラインというものに拘束力が全くないということを行うことはできません。

ですから、ここの中では間接的な拘束力という言葉で表現しておりますけれども、そういうものは、行政手続法で言うところの審査基準あるいは許可基準に準じて取り扱う。

したがって、そういうようなものは制定手続において、まず第1番目の概念としては、できるだけ上位の規制領域に入れていくと。つまり政省令の中に挙げていくということが大事だということです。そして、政省令に上げていかない場合であっても、これの制定に当たっては、例えばパブリック・コメントを得るだとか、厳重な手続を経て、国民に十分周知される。そういうものに限って法的な拘束力というものが間接的に認められるということでもあります。

それ以外のものについて、通知・通達・指導などというものが出されておりますが、これらのものについては拘束力がないということを明確にするということの切り分けでありまして、その拘束力のない通達には、何々に関する通知・通達、その下に括弧して、これには拘束力がありません、従うも従わないも国民の自由ですと明記していただくこととして、2つのものを峻別して切り分け、行政手続法ができ、行政指導には拘束力がないと言われても、しかし、拘束力のない行政指導とは何だという定義がはっきりしないために、ともすれば行政手続法が活用されてこなかったという今までの状態を脱していこう、はっきりさせていこうという考え方に基づくものでして、これがこのとおりにやられますと、霞が関の行政は非常に大きな変化を強いられてくると思っております。

ページをめくっていただきますと、「基準 - 13」に「2. 規制影響分析（RIA）の義務付け」というのがございますが、これはすべての規制を対象とするとは必ずしも考えておりませんが、これから規制をつくるときには、規制の影響というものを分析するべきだということで、これは関係省庁で協議が進んでおります。問題は、それを義務づけして、そしてそれを開始する時期でありますので、私どもとしては、その義務づけということをはっきりさせて、そしてその開始する時期を明定したいと考えているわけです。

ページを次にめくっていただきますと「3. 基準認証・資格制度」というものがございますが、資格制度については、これは「もみじ」の要望の中にありましたものをとりあげたものです。資格制度については、たしか行政改革委員会の1つの大きなテーマとして行い、司法書士とか弁理士に対して、弁護士業務の一部開放ということをやりました。

その後、余りタッチしておりませんでしたところ、最近司法書士、行政書士あるいは弁理士などで、従来は違ったのですが、強制入会制度をとって、その会に入っているものでなければその業務をやってはいけないと、かえって垣根が高くなっているという現象があるということが今回のヒアリングでわかってまいりましたので、この問題については、数年前に垣根を低くするために、弁護士の業務独占を解いて、司法書士に簡易裁判所での法廷代理権を認めるということなどをやったわけですが、もう一度来年度見直しをきちんとやらないといけないと考えているわけです。

その次に「(3) 法曹人口の拡大等」というのが「基準 - 17」ページにございますが、この問題についても、もともと法務ワーキング・グループというのは、法曹人口の大幅増

という問題を日本の中で火を付けた先鞭となっているのですが、今回、法曹人口の大幅増について、これまでの議論踏まえて、その拡大を求めているわけでありまして、その手段にまで立ち入って、このようにしてもらいたいということを述べているわけです。

規制の見直し基準等の策定等についての御説明は以上のとおりです。

宮内議長 どうもありがとうございました。

原委員、どうぞ。

原委員 鈴木さんの方から御説明のあったとおりですが、鈴木さんの方からおっしゃられているように、規制の見直し基準のところでの通知・通達の整備ですが、これは大変今回のいい成果になると思っています。

今回は、図解と文言と、どれを当てればいいのかというのは、ちょっとまだ中で調整中なので、図解と文言が入ったものを一目で見ただけになるようにすると、もっと何を狙っているかということも明解になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、次のテーマ、少子化への対応を八代総括主査からお願いいたします。

八代総括主査 白石主査が欠席でございますので、代わりに説明させていただきます。

「少子 - 1」というところでありますが、少子化への対応というのは、大きく分けて2つございまして、仕事と育児の両立を可能にするような多様な働き方の推進と。これは労働市場の規制改革でございます。

もう一つが、保育サービスを利用者がニーズに応じて自由に選択できる環境の整備ということで、これが児童福祉法関係の規制改革でありまして、大きくこの2つを柱にしております。

それで、最初の労働市場の規制改革については、労働時間規制の適用除外とか、特に派遣労働を巡るさまざまな規制の緩和・撤廃ということに重点を置いております。これは、明日折衝する予定でございます。

問題は、保育の方でございますが、少し動きがございまして、これは今まで我々のペーパーというのは、依然として国に保育所に関連する補助金を国が出すということを前提に、国に対して直接契約であるとか、直接補助、バウチャーの形にする方向へ求める内容の答申を書いていたわけですが、既に公立保育所の補助金は、地方の一般財源化をしているわけですが、このたび三位一体の改革の中で、民間保育所の補助金についても同じような動きがありまして、これはまだ流動的でございますが、仮にそうなると、ちょっと内容がかなり変わってしまわなければいけなくなるので、今は少し様子を見ている最中でございます。

ただ、我々といたしましては、仮に民間保育所の補助金も地方の一般財源化をされたとしても、今度は地方自治体が自由な保育サービス、多様な保育サービスを実現できるように、規制の権限も逆に言えば、地方自治体に移すというような形で、より多様な保育サー

ビスを自治体の主導でできるようにするという方向で全体の流れを変えたいと思いますので、ちょっと、今、そういう意味では三位一体の議論を待っているという状況でございます。いずれにしても、今月中に決着がつくと聞いております。

以上でございます。

宮内議長 「2 生活・ビジネスインフラの競争促進」を鈴木主査と菱沼企画官にお願いします。

鈴木議長代理 それでは、通信と放送の融合に対応した競争環境の整備、本日、公開討論をやりませけれども、これについて説明させていただきます。

お手元の資料で、まず、第一点としては、今年度は、一連の不祥事などで問題になっているNHKの在り方について、かなりフォーカスしてやりたいと思っております。

第1番目には「公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革」という問題でして、NHKの組織、業務の見直し。NHKは再生計画というものをつくってやっておりますが、私どもの目から見ると、再生計画は、まだ現在のNHKの深刻な状況を十分に認識したものが、疑問の多いものでして、もっともっと本質的なところに切り込まなければいけないのではないかと考えて、組織、業務の見直しで、例えば子会社等の統廃合、保有チャンネル数の削減という問題、あるいは外部取引における競争契約が、現在、NHKではその割合がかなり低い、随意契約によっているというような点を取り上げたいと思っております。

次に、受信料によって成り立つ公共放送の範囲の明確化ということで、これは10年ほど前の行政改革委員会時代に、BS放送のスクランブル化が議論になって、その当時はアナログ時代だったのですが、スクランブル化をするという答申が出されているわけです。それが、その後、いろいろ曲折があって、3カ年計画の閣議決定では、幾つかの条件が付いて検討するという用語が紛れ込んでまいりました。それを原因として、実行されないままになりました。そこで、1999年に再答申をして、デジタル化が完成する2011年には、衛星放送についてスクランブル化をするということで合意したはずですが、この結論を出すのが来年度、平成18年度ということになっている。それを一体おやりになるのか、やらないのか、こういう問題です。

これまでの経緯では、BS放送についてのスクランブル化が決まっているだけでして、地上波についてはメンションされておりませんが、ものの考え方はNHK流の与える放送から、受信者が求める放送に転換すべきではないかということです。つまり、テレビを持ったら、見る、見ないに関係なく、国民は税金と同じ負担をしるということを、いつまで言い続けられるのかという問題を問うているわけです。それは与える側の論理で、受ける側の論理にも耳を傾ける時期には来ているのではないかと。そういう認識に立って、地上波に対してもスクランブル化をして、真に見たい人がきちんとお金を払ってみるということを進めたいと思っております。また、我々の考えでは、むしろそれがNHKの受信料収入の減少という流れをストップし、回復していく道であって、NHKの再生策につながるとすら考えているわけです。それがNHKの問題でして、本日、公開討論を行います。

次に、地上波放送における競争の促進ですが、地上波放送は、5年の免許期間となっており、周波数も5年の免許期間となっています。5年毎の新たな免許が建前ですが、過去何十年間、被免許者の変更はありません。新たな参入を求めるものが来たときにはどうするのか、競願ということになるから、どういう手続で競願を処理していくのか、競願処理のための透明度の高いルールはあるのか、ないのなら、きちんとしておくべきだと、こういうことを問題としているわけです。

そのほかの問題としては「② 放送対象地域の広域化」という問題もあります。これも数年前に議論したことがあります。なかなか進展していないので、取り上げました。

その他、もろもろありますが、一つの問題としては、一番最後にあります「IT-9」ですが「(4) NTTの在り方」という問題。

NTT問題は、ITワーキンググループで、1995年以来長く取り上げて来、累次の答申を出してきました。NTTは現在、特殊株式会社としての持株会社の下に東西のNTT、コム、ドコモというものがあるわけですが、我々はコム、ドコモの株式を放出して行くことを求めているけれども、そうではなくて、全体を融合したようなビジネス展開をしていくという計画をNTTが発表しているようです。

肝心なことはNTTがインフラにおいて、特に足周りのラストワンマイルにおいては、95%を依然独占したままであるという問題が、残っております。そこら辺を踏まえて、その計画をどう評価するかについての議論をしたいということです。

ちょっとはしりましたけれども「2. 通信と放送の融合等に対応した競争環境の整備」についての概要は、以上のとおりでございます。

宮内議長 では、菱沼企画官どうぞ。

菱沼企画官 1つ手前の資料、競争の1.という資料に戻っていただきまして、まず「(1) 金融」につきましては、横断的な基本法制整備の必要性という観点から「① 金融サービス(投資)法制の横断化」。そして「② 消費者信用法制の横断的整備」ということで、現行諸法制の見直しを掲げております。

そして、2ページの後半からずっと行って17ページにかけましては、各分野にかける個別事項ということでございます。

預金取扱金融機関、保険、証券等の各分野の業界要望を中心に吸い上げたものでございます。大部にわたるといふことと、細かいので、どの程度載せるべきかということは検討中でございます。

個々の事項について、内容の説明は省略いたしますが、今後、主査を中心といたしまして、取捨選択をして載せていくということになります。

それから、17ページの「(2) 競争政策」でございますが、ここでは例えば商品を買ってくれた人には漏れなく景品を提供するという場合に、提供できるおまけ、景品の額は商品の価額の10分の1までに制限されるという総付景品規制の廃止。

それから、独占禁止法の不当廉売という概念及びその規制の在り方について見直しをす



べしといった内容を取り上げております。

以上です。

宮内議長 引き続き「3 外国人移入・在留」につきまして、菱沼企画官、よろしくお願いたします。

菱沼企画官 それでは、外国1と書いてございますところ「3 外国人移入・在留」で、安居主査御担当分でございます。

こちらは、諸外国における経験のベストプラクティスを踏まえました、受け入れ政策、これは主として政府の出入国管理政策でございますが、それと社会的統合政策、これは主として地域、地方公共団体レベルの外国人政策です。

これらを両輪とする総合的な法令、政策や、いわゆる縦割行政の弊害の排除などについて、あるべき一定の方向性を示していくという問題意識の下、2ページに以降に具体的施策を掲げております。

まず「1. 在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」では、まず(1)で、外国人の在留期間中の諸情報を一元管理する仕組みの整備。

また、次の3ページの(2)では、外国人労働者等の権利を確保し、不法就労を防止して国内労働市場を守るための施策を掲げております。

ここでは、法務省の既存の外国人出入国情報システムを拡充し、関係各省の情報システムとの接続を確保することを掲げておりますが、情報の一元管理の仕組みにつきましては、更に各省との折衝を重ねて、具体化、明確化を図ることとしております。

続きまして、外国の5ページの2番の専門的・技術的分野における外国人労働者関係でございますが、ここは今年の4月の日本21世紀ビジョンや「基本方針骨太2005」におきましても、指摘がなされているようなものを対象にしております。

具体的には、6ページ目の(1)に長期出張者向けの在留資格の整備などを取り上げております。

9ページに移っていただきまして、3番の外国人研修・技能実習制度関係でございますが、これは昨年度来の個別の検討事項が措置されても、なお適正化を図るべき部分は依然残されていると考えておりまして、実務研修中の法的保護の在り方の問題、技能実習生に対する在留資格の創設などを掲げております。

最後に11ページ以降に4番、5番とございます。これらにつきましては、昨年度までに答申として取り上げてきました事項につきまして、より一層の措置を取るよう求める内容になってございます。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、個別分野に入りまして、医療分野、鈴木議長代理、よろしくお願いたします。

鈴木議長代理 先ほどの説明した生活・ビジネスインフラの中で、言い落としておりました部分がございますので、簡単に説明いたします。

1つは「3. 保安四法における検査の合理化」という問題でして、保安四法の中で、高圧ガスについては、現在、自主検査が認められています。消防における危険物、厚生労働省におけるボイラー類については自主検査が認められていないという問題があり、長年議論の対象となって、重複検査であるというようなことで議論があったわけですが、この問題を考えてみるということです。

現在協議中でして、自主検査に適さないものが日本の国内に一人もいないということは言い過ぎで、そういう能力のきちんとしているものに対しては自主検査を認めていくべきだというスタンスを私どもとしては持っています。

それから「環境 - 3」のところに「4. 再資源化の促進に向けた廃棄物に係る諸制度の見直し」というので、例えば木製パレットというようなものについては、これを再資源化したいという要望が「もみじ」から出ていますが、それを阻む法律が廃棄物処理法であるということから、その緩和をし、その他、この際、廃棄物について基本法はリデュース、リユース、リサイクルと、そして最後の確実な処分ということを目標としているわけですから、その目的に真に沿うよに、つまりリデュース、リユース、リサイクルが確実な処分に先行する概念であるということをはっきりさせるようにしたいという考え方でやっております。

それから、エネルギー、タクシーの問題についても取り上げております。

エネルギーについては、基本的には電力の小売全面自由化が19年度以降の検討ということになっておりますが、その検討に向けての環境整備をきちんと進めていくというフォローアップ的な性格を持ったものです。

タクシーについても同じような性格のものです。

続きまして、医療について御説明申し上げます。

医療につきましては、いろいろございますけれども、まず1つは「医療 - 2」を見ていただきますと、具体的施策としては、医療機関情報の公開義務化ということで、これは前回公開討論をやったものですが、ポイントになりますのは、いわゆる結果、アウトカム情報と言っていますけれども、アウトカム情報を義務として公開するかどうかという点です。

厚生労働省のスタンスは、広告の自由化はどんどん進めてまいります。それから情報公開の義務化もやりますということです。ここまではよいのですが、情報公開の対象が、どこに病院があって、何の診察科があるなどということに限られておるのでは、ほとんど意味がないのであって、義務として公開するものの中に、アウトカム、結果を入れてくださいというのが、こちら側の要望です。

結果というのは、何かと云ったら、例えば死亡率だとか、患者満足度についての調査をしているのどうか、そういうようなものを指しているわけですが、この問題をどうするのか、厚生労働省側は審議会の中でアウトカム情報については、当面報告の範疇の中で取扱って、義務とはしないということを行っているわけですが、こちらに隔りがございます。

我々は、例えば何人入院して、何人の方が亡くなったということはファクトですし、検

証可能なことですから、それに対しては、ファクトはファクトとして公開することが肝要ではないかと思っています。

それに対しては、この方が死んだのは、このような病院であっても、これだけの病状だったからと、そういうことも評価の中に入れてやらないという考え方があるようですが、私は行政がそういうものを評価したりして、どういうふうにやろうとしてもできない相談であって、ファクトはファクトとして出す、そのファクトをどのように解釈するかというのは、第三者の評価なり、あるいは御当人の釈明なりによっていくべきであって、こういう情報が与えられるべきというのが、この公開に当たってのポイントです。

それから「③ 明細書付きの領収書の交付の義務化」というのも一つのポイントになってこようかと思っております。

次に、保険者機能の強化として、保険者機能の強化は2001年のときに一番大きな課題となったわけですが、その後、例えば保険者の直接審査支払い、あるいは保険者と医療機関の直接契約というものというのは1件も起こっていない。なぜ、それが起こっていないのかという原因を質すと、医療機関の合意を必要とするという通達が邪魔をしているわけです。

ですから、本来、審査支払いは、保険者の固有の権限であったはずだから、それに対して医療機関の合意を必要とするというのは、通達が法の範囲を超えて、先程の、規制の見直しに関して、今度新しくいいルールをつくったと言いましたけれども、これはまさしく法を超えた通達が存在するという実例ですから、これを取り去れば、保険者が要求して、私が審査しますといったら、相手方の医療機関はそれを断わることはできないということをはっきりとしようというのが、ここのねらいです。

これは医療だけではなくて、調剤レセプトについても同じように適用される問題でして、特に調剤の方は、現実のニーズが多く出ておりますので、その考えで、この問題を処理していきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして「医療 - 10」の「(3) 医療のIT化の加速」という問題ですが、IT化の問題については、とにかくレセプトが紙でやられるという長年の習慣から抜け出そうということで、レセプトはオンラインで請求をするということを数年前から繰り返し主張してまいったわけですし、それを促進するためには、オンラインで請求しないものは、認めないということをはっきりすることだと我々は主張してまいったわけですが、先般、公開討論をやりまして、厚生労働省から、オフィシャルな場においてオンライン化を5年と言っておりましたが、この5年に対して、私どもはまだOKとは言っておりませんが、オンライン化を義務づけるという回答を得まして、長年の問題の解決の道が開いたと考えております。

レセプトのオンライン化は、これをやりますと、オンラインで集めてきた電子情報を分析して、1つの標準医療法を組み立てることができる。その標準医療方法に基づいて値付けをすると、標準医療費が出てくる。そうしたら、その標準医療費を、定低額払い方式に

乗せていくことにすれば、支払事務の効率化、医療費の抑制、医療の標準化、医療技術の向上に寄与します。

そういう意味で、そのスタートラインに立つのがレセプトのオンライン化ですから、積年の課題に解決の道が緒に就いたということを申し上げておきます。

次にカルテその他についても、いろいろ従来からの提言というものを深めて提言をいたしております。

その次に「医療 - 13」で「(4) 医療機器の内外価格差の是正等」というので、特に医療機器につきましては、カテーテルあるいはペースメーカーその他大きな内外価格差があるというのは、数年前からも議論がされていますが、これについての解決策に触れております。

「医療 - 14」ページを見ていただくと「(5) 医療品の薬価等の見直し」というのがありますが、これは特許切れの医療品、ジェネリックといいますが、このジェネリックをなるべく皆さんが扱っていただくようにすると、価格も安いわけですから、保険財政も助かるわけです。

そういう意味で、医薬品の薬価等の見直しに当たって、ジェネリックの推進をも視点におくべきとしております。

「医療 - 15」ページに「(6) 中央社会保険医療協議会(中医協)の在り方の見直し」ですが、我々の主張はかねてから団体推薦制の廃止にポイントがありまして、仮に認めるとしても公益委員の数を増やしていくべきとしておりました。

昨今の新聞を見ておきますと、どうやらそれが実現することになるのか、ならないのか。我々としては、規制緩和の目から見て、この中医協問題が抜本的解決をするようになっていくことを注意深く見守りながら、今年の提言をいたします。

あとは、混合診療の問題等でございます。

以上が医療の問題です。

宮内議長 ありがとうございます。

次に、教育分野を福井専門委員からお願いいたします。

福井専門委員 教育の案文の1ページ目、問題意識です。

内閣府の先月のアンケートでは、学校教育に不満という保護者が43.2%、満足がわずか13%、この数字は大変衝撃的な数字だと思います。

こういう認識を踏まえまして、教育ワーキングとしては、教育サービスの受益者である児童生徒・保護者を重視する。教育の徹底的な分権を進めるという観点で、大きく3項目まとめています。

大きな項目の1つ目、免許採用制度、教員評価制度です。

案文の2ページにございますが「① 免許を有しない者の採用拡大」。事前に教員の免許を要求していることが、必ずしも教員の資質向上に寄与していないということがアンケート、実態データ等で明らかになっております。

そういう意味で、事後的な免許状取得を可能にして、採用時点では免許を要求しないという措置、例えば母集団の2割以上を目途に実現するという提言をしております。

「② 期限付き採用制度の導入」で、3ページの上の方ですが、現在は原則としてパーマメントの雇用しかできませんが、公立学校の教員を期限付きで任用できる仕組みを導入すべきであるという点です。

「③ 特別免許状の授与要件の大幅緩和」、これも同じく3ページですが、現在、32万人の採用総数に対して、149件しか、特別免許状という事前の大学課程在学中の免許以外の免許は授与されておりません。大変例外的でありますので、これを一種の資格制度として簡易に授与できるようにしてほしいというものです。

しかも、これは現在、一都道府県内でしか効力を持ちませんが、すべての都道府県において効力を持たせる。現在、小学校では例がございませぬが、小学校でも効力を持たせるということが必要だということです。

臨時免許状についても同様です。

4ページ「⑥ 教員採用における公正性の確保」であります。これも教育委員会に全般アンケートの調査を内閣府として実施いたしましたところ、採用権者である都道府県教育委員会ではゼロでございましたが、教員に関係者、採用予定者に教員関係者がいる場合に有利に働くという結果が、市町村教育委員会や現場の教員では強く出ております。

したがって、面接試験において判定基準に関する部分についての公開を義務づけるなど、コネや情実による採用を排除する措置を講ずべきであるということです。

教員の任用・評価・処遇制度、5ページです。

イギリス、オランダ、スウェーデン等、教育先進国では、現場に対する権限移譲が進んでおりまして、教員評価も保護者、生徒から行っているのが実態です。

内閣府のアンケートでも、教員の能力に応じて処遇に差を付けるべきであるとする保護者が65%おりました。また、その場合の基準としては保護者からの評価が59.5%、こういう実態を踏まえて、教員評価、なかんずく児童生徒、保護者からの教員評価制度を確立するということを提言しております。

また、そのガイドラインを国がつくるべきであるということです。

同じく校長についても評価のガイドラインを策定するという提言です。

6ページ「③ 条件付採用期間の厳格な制度運用」ですが、現在、教育公務員につきましては、当初の1年間、採用直後の1年間は条件付きであります。任命権者の都道府県教育委員会への調査によりまして、38.3%もの教育委員会が、条件付き採用は余り有効に機能していないという回答をしております。

したがって、評価、なかんずく児童生徒、保護者からの評価を厳正に行って、平均的な評価が5段階換算で2未満のものは自動的に不採用にする。あるいは、現在の1年を3年に延長するなどの措置を提言しております。

同じ趣旨で、分限処分についても、現在、分限免職といった制度はほとんど使われてお

りませんが、これについても評価に基づく指標で分限免職を容易とする仕組みを導入すべきであると提言しております。

7ページの2.の学校選択制ですけれども、現在、小学校でも中学校でも、できるのに約10%程度しか導入していないというのが現状です。

これについて、学校選択制の促進は骨太方針にもうたわれておりますので、促進をさせる、基本的には、現在、指定校制度となっておりますのを保護者による登録制に変えるべきであるという提言です。

8ページ、「3.学校に関する情報公開・評価の徹底」です。これもイギリス、オランダ、スウェーデン等では、国の視学と定期的な学校監査が実施されまして、各学校の情報がホームページで公開されるなど、徹底的な情報公開が進んでおります。

こういった情報、同レベルの情報は日本でも開示すべきであるということです。しかも、公立、私立を問わず公費負担がなされている学校については同じ基準で行うべきだという提言です。

9ページです。全国的な学力調査について、現在、文科省でも議論がありますが、これについてサンプルで行うとか、あるいは非常にまばらに行うという案もあるようです。

しかし、これは悉皆的に実施して、すべての学校、全学年の教科担当教員あるいは学級担任教員ごとに結果を公表するということが不可欠だということです。

最後にバウチャー構想ですが、これについては文部科学省も、現在、バウチャーに関する研究会をつくりまして、少し前向きに動き出したというところでございますが、これを更に加速する措置を講じていきたいということです。

以上です。

宮内議長 それでは、最後でございます。

農業・土地住宅分野を、南場委員、黒川委員からお願いします。

南場委員 農業の方は、私の方から説明いたします。

農業は、昨日、農水省と公開討論の場がございまして、そこでは、ほとんどの重要な論点に関して平行線であったということでもあります。

ただ、残り期間は非常に短いのでありますが、農水省さんも農業の生産性の大幅な向上と競争力の回復ということを目指す主体であるということには変わりございませんので、何とか私どもの論点を強引に持っていくよう最後まで努力したいと思っております。

今朝の読売と朝日の朝刊には、農協改革を見送る方向というような記事が出ておりますけれども、そういうつもりは当方はまだございませんので、最後まで頑張ってもらいたいと思いますので、御協力をどうぞよろしく願いいたします。

内容なのですけれども、農業・土地のところの土地の部分に関しては、農地の集約化などの効率的利用を促していくという観点から、3ページですけれども、「① 農地の権利制限関係」ですが、農地の所有、賃借を自由化すると。すなわち、農地の権利取得のための3要件、これはきちんと耕作し、きちんと農作業に従事し、効率的に耕作するというこ

の3つの要件は重要であるが、その3つの条件を満たすと判断された場合は、主体のいかんにかかわらず、株式会社も含め、農地の所有、賃借を自由化するべきであるという主張でございます。

要件でもって制約するべきであり、主体でもって制約するべきではないという考え方。更にリース制度、現在、全国展開されておりますリース制度に関しましては、株式会社も含めてリースが可能なわけなんです。対象地域が、耕作放棄地等が相当程度存在する地域と制限されていまして、せっかく意欲と能力と資力のある株式会社が参入しようとしても、なかなかよい土地が手に入らないという現状などなど、このまま全国展開されてもリース制度は余り意味がないということで、こちらの改革というのも主張してまいりたいと思っております。

更に、農業生産法人の設立要件の緩和に関しても、これも一般企業が参加するときに、いろいろな要件を満たして最大でも総議決権の2分の1未満までしか出資できないであるとか、役員に関しては、過半数が農業に常時従事するというようなことが義務づけられているなど、非現実的、多少時代錯誤的な要件を撤廃していくということを主張してまいりたいと思っております。

更に、農地の転用に関してなんですけれども、個別の申請に基づいて恣意的に意思決定がされているのではないかという指摘が根強くある。やはりその部分を改革していかなければいけないと思っております。問題の第1点目が農業委員会の、明日は我が身かもしれないという利害関係者による意思決定への関与というのを排除し、構成委員の見直し、あるいは選任方法の見直しということをやってまいりたいと思います。

それから「イ 農用地区域等の決定手続の改善」や「ウ 優良な農地の事前決定」。こちらは農用地区域内の農地以外の甲種・第1種という優良な農地については、個別の申請があって初めてここに該当するかどうかの判断がされるわけなのです。これをあらかじめ区分をしておくということをして、恣意性を更に排除する。そして、恣意性がない制度であるということで信頼を回復していくという必要性を申し上げたいと思います。

この両方について、まだ全然理解を得られておりませんで、問題の存在のところから、まだ平行線の部分がございます。

それから、4ページの下にあります担い手への直接支払い制度の具体化ということに関しましては、一定の進展がございますが、当会議といたしましては、リース制度の利用者である株式会社も当該要件を満たせば対象になるということですか、あと規模要件を定期的に上方修正するなどということ盛り込んでいくということ、これを担保していきたいと思っております。

2番目の大きな論点の農協改革なのですが、こちらに関しても大きな進展がまだないというか、認識のずれが農水省との間で大きくございます。

我々の主張は、まず、非常に巨大であり、広範な事業を行っている農協が、やはり部門別区分経理を徹底していただきたいということを再度申し上げていくと。

こちらに関して、もう既に徹底しているのだということで、全く議論が平行線でした。

更に、情報の開示や監査に関しましても、十分に開示している、そして監査も中立的な機関でやっているとおっしゃっている農水省に対して、まだ不十分であると、監査も実態としては内部監査ではないかという主張で、まだ平行線でございます。

それから、農協の経済事業改革等の推進ということで、まず内部補填の禁止というところは、これは農協以外のサービス提供主体とのイコールフットィングの確保のためにも、それからより効率化された経済事業による組合員へのメリットということを考えても内部補填の禁止ということを主張してまいりたいと思っております。

これに関しても、あとはア、イ、ウとここに書いてあるとおりでございますが、内部補填に関しては、本当に兼業を認めておりながら内部補填はだめというのはよくわからないというような主張でありまして、真っ向からというか、根本的な考え方の部分から少しずれているところがあるのではないかと思います。

あと、7ページにあります「ア 独占禁止法のガイドラインの策定等」に関しましては、最近も融資や、ひどい場合は預金の引き出しに際して、農協からの資材や資料の購入を強要するというようなことが報道されていますけれども、こういった不正取引に関してはガイドラインをきちんと策定して、それを運用するということなんですが、こちらに関しては公取と調整をして進めているところです。

農水省さんとしても公取の方で進められるのであれば協力するというをおっしゃってくださいしております。

あとは、禁止行為の明確化、監視、それから繰り返して行う主体に対して行政処分を強化するといったことも主張してまいります。これも何とかなるかもしれないという状況であります。

あとは、こちらに書いてあるとおりなのですが、まだまだ隔りが大きいというところでもありますけれども、最後まで頑張ったいと思っておりますので、よろしく御指導お願い申し上げます。

宮内議長 黒川委員、どうぞ。

黒川委員 それでは、土地住宅分野についてお話をしたいと思っております。

私たちのこの分野での問題意識は、これまでどちらかというと、大都市は郊外のスクロール化が中心だったんですけれども、それが逆転をしていて、都心居住ということで、都心に集まる方向に動いているにもかかわらず、現行制度というのは、いつも後追いになっていて、それをどう対応したらいいかということで、さまざまな角度から要求をしてくれています。

この間、何かが進んだかという、議論が進んでいるわけではありませんけれども、こういう問題を中心に今年度耕して、来年結論を得たいという形のものを多く抱えているということを御説明したいと思います。



この土地利用に関しては、国交省の方でも建築基準法と都市計画法の見直しということを中心に、我々の中の委員の福井先生や、浅見先生を委員にさせていただいて、そちらの方でも委員会をして、それで結論へ進めようとしていますが、なかなかうまく行かないようなところもあるようで、そのことについて、今回の具体的な内容の中では、②番の部分を付け加えてございます。この内容については、後で福井先生に少し追加をしていただこうと思っています。

全体としては、こういうことを問題意識にしていますけれども、その中でもこれまで、今の大きな流れの中で、多くの問題が出てきています。1つの考え方が土地利用で、立体道路の議論になる。これを一般道路にも一般的に利用しても構わないのではないかとこの議論で、この間、議論をしてきていますけれども、なかなか前に進んでいません。

それから、これまで私たちの委員会では、我々の前の会議のときから進めてきているのに、ピークロードプライシングというもの、つまり、経済的な手法を導入して、都市交通のスムーズな運営ということを考えてきていますけれども、これを通勤鉄道に導入してはどうかということをは今回は議論しました。

これについても、どの辺のところまで結論を得られるかわかっていませんけれども、基本的にはITの技術がどんどん進んできて、自動車の方ではETCのようなものが入ってきて、うまく進むようになったと。ただ、鉄道の方でもSuicaとか、さまざまなカードができてきて十分利用ができるようになってきているのに、そのことに関して、もっと24時間体制の交通システムを大都市の中で運営するような考え方を都市部局のところではどうかということをご提案しています。これについては、いい方向に向かっているとはとても言えませんが、議論が進行中です。

こういうことを中心にしなが、これまで関わってきている幾つかの問題があります。景観規制の問題とか、借家制度の現実的な対応とか、そういうものについてもう少し進めていきたいということ。

もう一つ、IT技術が進んでいる中で、土地利用に関わる問題で、地図情報の民間開放ということをおたちは要求してはいます。これについてもできるだけきちんとした結論を近いうちに得たいと思っています。今、これも検討を進めている最中でありま。

地図情報は、特に国土地理院が地図情報の基本測量というのをやっています。けれども、それ以外に都道府県とか、自治体もたくさん測量をしてはいます。重複測量という問題が起こっていて、この調整をする機関がないということで、これについて一番基本的な調整の方法も考えようということで、今、提案をしているということです。ということで、今、今年中に何か結論を得られるもので、何かを得られるということに関して確信を持って言えることはないんですけれども、少しずつ前に進んでいるという状態だと御報告したいと思ひます。

宮内議長 ありがとうございます。

福井専門委員、何かございますか。

福井専門委員 9ページの②で、中心市街地活性化策が需給調整にならないような担保措置が必要であるということについて、これから国土省でつくられようとしている法案に関して注文を付けているというものです。

以上です。

宮内議長 ありがとうございます。ちょっと時間が押してまいりましたけれども、ただいまの御説明に関しまして、意見交換をしたいのですけれども、時間がなくなりました。特にこれだけは言っておきたいということがあればどうぞ。

八代総括主査 今の土地住宅に関わるかもしれませんが、最近のマンションの検査の問題について、週刊誌等では、官から民への流れによって、こうした問題が生じているんだという非常に歪んだ見解があるわけで、是非、これに対しては反論をしていただく必要があるのではないかと。

つまり、自治体の検査でも何も見つけられていないわけです。ある意味で、むしろ民間検査というのは、本来あるべき方向なのですが、なぜそれがうまくいかないのか。多分、民間の検査機関の間の競争とか、独立性ということに問題があるのではないかと思います。今の土地住宅の分野で何か一言コメントをしていただければと考えておりますが、いかがですか。

黒川委員 これは、幾つかの問題が重なっていると、私は認識してまいりまして、住宅土地の問題だということを見ると、具体的なところからすると、そうだと思うんですが、一番大きな問題は資格とか、資格審査の問題のところ当たっていると思っています。

どちらで考えたらいいかということについて考えるのではなくて、両方で考えたいと思っていますので、よろしく申し上げます。

宮内議長 大臣は閣議に御出席になりますので退出なさいます。長時間ありがとうございました。何分よろしく願い申し上げます。

(中馬大臣退室)

宮内議長 特に御発言、その他ございませんでしょうか。これだけは言っておきたいとか。

誠に申し訳ございませんが、時間が迫ってまいりましたので、それでは議論を、一応とりまとめということでもございませぬけれども申し上げます。本日の案文という形で示していただきましたものにつきましては、例の「主要課題改革推進委員会」等の取組みを経て、かなり進展が見られるという分野があります一方、まだまだ意見の隔りが大きい分野もございませぬ。特に意見の隔りの大きい分野につきましては、残された時間もごくわずかでございますが、意見の隔りが大きいからもう答申をとりやめたというような新聞の報道は全く我々としては不本意でございます。残り時間、少しでも皆様方の御努力をお願いいたしまして、具体的施策に加えていただくという御努力をお願いしたいと思います。

ちょっと気になりましたのは、具体的に実施期限というのを入れるということは非常に重要ではないかということです。何年までに検討というの一番わかりにくいわけござ

いまして、そういう意味では、最低限、結論をいつまでに出すということをとる必要がございます。検討するということでありますと、完全に野放しみたいなことになってしまった例もこれまでにたくさんございますので、そういう実施期限を明確に盛り込むということも、一つ頭の中に入れておまとめいただければと思います。今後、推進本部の活用、あるいは大臣折衝なども念頭に置きまして、短い時間でございますが、最後の努力をお願い申し上げたいと思います。

ということで、また、大臣、副大臣にもいろいろ御尽力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、次回でございますが、この調整状況を中心に御報告いただくということでございます。

繰り返してございますが、答申の具体的施策におきまして、是非多くの成果が得られますように、皆様方のさらなる御努力をお願いいたします。それでは、少し時間が過ぎてしまいましたけれども、11月16日に受付を締め切りまして、22日に受付状況を広報いたしました、いわゆる「もみじ月間」につきまして、これは非常に地味な仕事でございますが、具体的な成果が上がるシステムでございます。

これについて御担当の志太委員から御報告をお願いしたいと思います。

志太委員 それでは「もみじ月間」について御報告いたします。

お手元のペーパーの「1 提案の概要」をご覧ください。「もみじ月間」は10月17日から11月16日まで実施しまして、全国各地の146の主体から多くの提案が寄せられ、総項目数は727件となりました。経団連さんから96件、ニュー・ビジネス協議会から34件、これには特区を含んでおります。さらに、都銀懇話会さん、リース事業協会さんからも30件を超える提案をいただきました。各界各団体、国民の皆さまの御協力により、今回も700件を超える提案が集まり感謝いたしております。

次に提案状況でございますが、お手元の資料のように、一番多かったのが「(3)競争政策・金融・法務分野」で266項目ございました。2番目は「(6)医療・福祉分野」で92項目、3番目が「(1)民間開放に関する分野」ということで63件となっております。

これらの民間要望については、各ワーキンググループに御担当いただき、各省庁と折衝していただくわけでございますが、来年の2月中旬の政府本部決定に向けて、一件でも多くの成果を挙げるよう、各ワーキンググループの御尽力をお願い申し上げます。

また、集中受付月間の在り方については、少し気になる点がございました。この前の推進会議で、経団連の立花専務理事が指摘されましたように、どうも民間提案の達成率が少な過ぎるじゃないかというようなことでございます。このことにつきましては、いろいろな問題を事務局の方々も感じているようでございまして、私も改善すべき点があると考えております。事務局の皆さんとよく相談した上で、来年の推進会議に集中受付月間の改善策を提案したく考えています。以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

2月に1つでも多く要望が本部決定されるということが重要でございます。ワーキンググループを上げて取り組むようお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後に事務局から何かございませんか。

それでは、本日の審議はこれで終わりたいと思いますが、次回につきましては、12月13日を予定しております。詳細の時間等につきましては、事務局から御連絡させていただきます。

また、近々「経済財政諮問会議」に当会議の検討状況を報告するということになると思います。そのときには、中馬大臣におともいたしまして私も出席し、当会議の模様を御報告させていただく予定でございます。

なお、本日は、10時15分から第6回の「主要課題改革推進委員会」といたしまして、放送につきまして公開討論を行うことになっております。

したがいまして、本日の会議の様子は、放送についての記者会見と一緒に行うということで、11時半を目途を行う予定でございます。

それから、繰り返しでございますが、本日の答申の案文につきましては非公表ということで、お取扱いにつきましては御留意いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終わらせていただきます。

ありがとうございました。